

平成 2 9 年 度 第 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 9 年 4 月 1 4 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成29年 4月14日(金) 午後2時04分

3. 閉 会 日 時 平成29年 4月14日(金) 午後3時02分

4. 出 席 委 員 (25名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
15番	古舘成光君	16番	小川正孝君
17番	新屋敷より子君	18番	杉山秀明君
19番	力石堅太郎君	20番	米田一典君
21番	山崎誠一君	22番	佐々木君信君
23番	畑山喜太郎君	24番	漆坂政行君
25番	下久保トキ子君	26番	野崎さち子君
27番	中野均君		

5. 欠 席 委 員 (1名)

14番 豊川洋人君

6. 欠 員 (1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第 1 号	専決処分の報告について
報告第 2 号	平成28年度十和田市農業委員会事業報告について
報告第 3 号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 4 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 5 号	競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第 6 号	農地の転用事実に関する照会について
報告第 7 号	農地等の現況について（裁判所）
報告第 8 号	農地等の現況について（十和田市）
報告第 9 号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて
議案第 1 号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第 3 号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号	農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について
議案第 5 号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 6 号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

24番 漆坂政行君 25番 下久保トキ子君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	佐々木 勇 悦	事務局 次長	市 澤 新 吾
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	力 石 浩 暢
事務局 主任主査	鳥屋部 幸 子	事務局 主任主査	山 崎 和 也
事務局 主査	中 村 俊 文	事務局 主事	江 渡 俊 裕

10. 書 記

事務局主任主査 山 崎 和 也

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は14番 豊川 洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成29年4月6日告示招集いたしました平成29年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。24番 漆坂 政行 委員、25番 下久保 トキ子 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いいたします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。専決第1号、職員の人事異動の実施について。十和田市農業委員会事務局職員の平成29年3月31日付及び平成29年4月1日付人事異動を次のとおり実施する。平成29年3月28日付で専決処分をしております。3月31日付発令に係る異動です。出向となる職員は、農業委員会事務局長 野田 健治 が農林部長に、農業委員会事務局主任主査 谷川 智子 が監査委員事務局に異動となっております。次に4月1日付発令に係る異動です。出向により任命となる職員は、農林部農林畜産課長から農業委員会事務局長に 佐々木 勇悦、健康福祉部生活福祉課から農業委員会事務局主任主査に 鳥屋部 幸子 が異動しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第2号について事務局から報告いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）3ページをお願いいたします。報告第2号、平成28年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件でございます。4ページをお願いいたします。平成28年度十和田市農業委員会事業報告。4ページから13ページになります。主なものだけ抜粋してご説明いたします。1. 農業委員会の概要。（1）委員の定数27人に対し、欠員1人で現在26人が在職しております。（2）事務局の構成として、職員は9人となっております。（3）会議の開催状況ですが、総会、全員協議会及び勉強会等で計29回行っております。5ページをお願いいたします。2. 農地対策事業です。（1）権利の移転、設定、転用関係です。①農地法第3条による権利の移転、設定は所有権移転ほか241件、187.1ヘクタールです。②農業経営基盤強化促進法による権利の移転、設定は利用権設定等促進事業ほか42件、30.9ヘクタールとなっております。6ページをお願いします。③農地中間管理事業による権利の設定については、賃借権設定等91件、92.9ヘクタールとなっており、前年度比、件数で30件、面積で96.7ヘクタールの減となっております。④賃借権の合意解約は71件、59.1ヘクタールです。⑤相続等の届出は150件、199.8ヘクタールで、このうち4件のあっせん希望がありました。⑥農地法第4条、第5条の転用申請は75件、13.3ヘクタールです。⑦農地法第3条許可の取り消しはありませんでした。7ページをお願いします。⑧農地法第4条、第5条の転用許可の取り消しはありませんでした。（2）登記関係です。基盤強化法に基づく嘱託登記事務は38件、25.4ヘクタールです。（3）農用地利用調整会議は11回開催し、調整件数は39件、25.9ヘクタールです。（4）諸証明、意見書交付関係です。①農地の競売に係る適格者証明書については、3条にかかるものが17件、5条にかかるものはありませんでした。②農業振興地域整備計画の変更に係る意見書につきましては、筆数で10筆、2.5ヘクタールです。8ページをお願いします。③裁判所、法務局等の照会件数は合計51件、92筆、合計面積9.2ヘクタールとなっており、農地回答が5.8ヘクタール、非農地回答は3.1ヘクタールです。④農地法施行規則第29条第1項第1号に係る意見書の届出は1件ありました。⑤贈与税、相続税の納税猶予等に係る証明書等は計11件です。⑥工事完了報告受付、確認書については4条5条合わせて74件でした。9ページをお願いします。⑦耕作証明書

の発行です。合計で1,389件です。前年度比47件の減です。⑧耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に係る非農地該当の照会回答はありません。⑨特定農地貸付けに関する農地法等の特例はありませんでした。(5)その他として、①から③は記載のとおりです。④遊休農地実態調査です。毎年農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を行うこととなっており、遊休農地パトロールを10月に実施しております。平成27年度末の継続分に、平成28年度に新たに確認された遊休農地を加え、その後解消した面積の差し引きにより現在残っている遊休農地は180筆、約43.8ヘクタールとなっております。新たに確認された遊休農地面積と解消面積との差は0.3ヘクタールです。前年度より増えたこととなります。10ページをお願いします。参考として認定農業者数を記載しております。平成28年度末現在で728件、昨年より44件減っております。3. 農業振興対策事業です。(1)担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援についてです。この中で、エ 農業後継者結婚対策については、交流会を2回開催し、参加者数は女性10名、男性15名で、5組のカップルが成立しております。11ページをお願いします。オ 農業者年金への加入推進については、(イ)に記載のとおり加入推進部長等の視察研修会を開催しております。平成28年度は加入推進部長及び農業委員の積極的な推進活動により、新規加入者14名と、目標の7名を大幅に超えました。農業者年金の状況については、3月31日現在で表に記載のとおりとなっております。カ 家族経営協定の普及及び締結促進については、新規3組、再締結1組の4組が締結しております。延べ締結農家数は156組、実締結農家数は132組となっております。(2)地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開についてです。12ページをお願いします。ア 関係行政機関に対する農地利用の最適化施策の改善に関する意見の提出については、8月22日に十和田市に対して意見を提出しました。意見内容としては、農業委員の定数を19人に、また、推進委員の定数を14人という内容でした。イ 移動農業委員会の開催、ウ 農業委員による地域内の課題や農業者の意向把握は記載のとおりで、エ 市長と農業委員による農政に関する懇談会の開催については、開催しませんでした。(3)情報提供・広報活動の強化については、ア のうぎょうと農業委員会を2回発行するとともに、市のホームページを随時掲載・更新し、農業委員会活動の情報提供に努めました。イ 全国農業新聞は3月末現在、123名が購読しております。(4)農政・研修活動の実施については、ア 水稲作柄状況調査を9月14日に5地区の調査を行い、その後検討会を行っております。イ 農作業労賃等に関する調査については、農業関係機関との協議において農作業の目安となる労働賃金及び機械利用料金の標準額を設定し、公表しております。ウ 農政全般にわたる研修会の開催及び参加について、①委員勉強会を2回開催しております。13ページをお願いします。②国内農業視察研修については、北海道岩見沢市、江別市の視察研修に委員6名、職員2名が参加しております。③上十三地区農業委員会研修会及び大会、青森県農業委員会大会に参加しております。(5)農業委員会制度改正に係る協議等につ

いては、ア 改正された農業委員会法に基づき、十和田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例、また、十和田市農業委員会の委員の候補者の選考等に関する規則及び十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程等の整備を行いました。イ 農業委員・農地利用最適化推進委員に関する説明会を4回開催しました。以上であります。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

議 長（中野均君）はい。7番、宮本委員。

委 員（宮本正志君）7番、宮本です。12ページの（3）のイですけれども、農業新聞の購読者数が123名とありまして、この123名という数字はどのような数字ですか。私の近所にもう30年か40年購読している人がいます。農業委員会では購読している人の名簿がありましたよね。それには載っていなかったんですよ、その人が。だからこの123名というのは、どこから出てきた数字なのかなと思ひまして。

議 長（中野均君）はい。力石係長。

事 務 局（力石浩暢君）十和田市農業委員会事務局で取りまとめをして、購読いただいている皆さんの人数が123名ということです。その方のお名前とか聞いていないので分かりませんが、こちらを通していないのかどうか…

委 員（宮本正志君）農業委員会を通さないと購読できるかどうか分からないんですけども、その辺はどうなのでしょう。

議 長（中野均君）はい。力石係長。

事 務 局（力石浩暢君）農業委員会を通して購読するものと思っておりましたが、それも含めて確認したいと思います。

議 長（中野均君）はい。宮本委員、確認して対処したいと。まあ、後で相談しながら対処したいと思いますので。

委 員（宮本正志君）特別重要な問題ではないけれどもね。

議 長（中野均君）はい。よろしくお願ひします。多分、名簿に記載漏れもあるかも分かりませんが、調べて後でご相談申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議 長（中野均君）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）14ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。15ページをお願いします。今回は8件です。全て合意解約によるものです。1番は自ら耕作、あっせんの希望もあります。2番は中間管理機構へ貸し出す予定です。3番は貸借予定です。4番は37ページ7番で3条申請があります。5番は45ページ2番で基盤法による売買申請があります。16ページをお願いします。6番は貸借予定です。7番は自ら耕作するものです。8番は60ページ3番で5条申請があります。以上であります。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議 長（中野均君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）17ページをお願いします。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。18ページから21ページになります。今回は11件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。18ページ1番は3筆が貸借中で、その他については自ら耕作するものです。2番は一部が農業用施設のため宅地となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。3番は自ら耕作するものです。19ページ4番から7番までは自ら耕作するものです。20ページをお願いします。8番は一部に居宅及び小屋が建っており、現況宅地となっておりますが、その他については貸借中です。9番及び10番は自ら耕作するものです。21ページ11番は自ら耕作するものです。以上であります。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第5号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (佐々木勇悦君) 22ページをお願いします。競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。23ページをお願いします。今回は農地法第3条の許可書4件の交付がございます。青森地方裁判所八戸支部における競売に係るもので、許可については、1番は平成29年2月15日開催の第11回総会、議案第66号で承認を得ております。許可書の交付は3月22日に行っております。また、2番、3番及び4番は同一人で、平成29年3月17日開催の第12回総会、議案第73号で承認を得ており、許可書の交付は3月23日に行っております。以上です。

議長 (中野均君) 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第6号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (佐々木勇悦君) 24ページをお願いします。報告第6号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。25ページをお願いします。今回の照会件数は3件3筆で、現地調査は4月6日に実施し、法務局への回答は4月10日に行っております。1番は藤坂小学校西側の市道を学校から北に約370メートル進んだ地点の道路の東側で、有限会社下川原ガラスの約100メートル手前付近です。申請地は申請者の自宅南側で、築30年以上経過した農作業小屋が建っており、非農地と回答しました。2番は藤坂小学校南側の市道を東に約300メートル進んだところから北に約50メートル進んだ地点の道路の東側で、東北電力相坂変電所の東側付近です。申請地は30年程宅地として利用されていることから非農地と回答しました。3番は主要地方道三沢十和田線の理容サトウから北に約550メートル進み、突き当たりを東に約170メートル進んだ道路の南側で、センサ工業第一工場付近です。申請地は昭和55年建築の農業用倉庫が

建っており、非農地と回答しました。以上であります。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第7号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）26ページをお願いします。報告第7号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。27ページをお願いします。今回の照会件数は1件2筆です。現地調査は4月6日に実施し、裁判所への回答は4月10日に行っております。穂並町109番47は県道戸来十和田線の旧ビッグプレインの工場前の交差点を十和田中学校方面に東に約80メートル進んだ地点の道路の南側です。照会対象地は住宅の敷地及び庭となっており、非農地と回答しました。穂並町はここで2筆となっておりますが、現況は1筆の状況となっております。宅地の敷地と庭となっております。以上であります。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第7号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第8号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）28ページをお願いします。報告第8号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。29ページをお願いします。今回の照会件数は3件10筆です。現地調査は4月6日に実施し、十和田市への回答は4月11日に行っております。1番の①は主要地方道十和田三戸線から指久保集落に入り、道なりに約400メートル進んだ道路の南側で、照会のあった土地には農業用機械等が置かれていましたが、農地性があると判断しましたので農地と回答しました。2番の①は太子食品工業から十和田下水処理場方面に進み、処理場の先の十字路を北に約150メートル進んだ道路の西側です。照会のあった土地は農地として利用されていることから農地と回答しました。②から⑤は同一場所で、農林総合研究所藤坂稲作部から西に約15

0メートル進んだ地点から南に道なりに約180メートル進んだ地点の道路の南側です。照会のあった土地は農地として利用されていることから農地と回答しました。3番の①と②は隣接地で、漆畑集落から指久保集落へ約200メートル進んだ地点から東へ道なりに約150メートル進んだ道路南側です。照会のあった土地は、①は草刈り等の管理がされており農地として使用可能な状態であるため農地と回答しました。②は農地として利用されていることから農地と回答しました。また、③及び④は隣接地で、漆畑集落から南に新郷村方面に約400メートル進んだ地点から東に約230メートル進んだ地点の道路を挟んだ北側と南側です。照会のあった土地は低木やススキが生え遊休農地化しておりますが、農地への復元は可能と判断したため農地と回答しました。以上であります。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第9号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）30ページをお願いします。報告第9号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて。農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について、別紙のとおり当事者による取消願の提出があったので報告する件であります。この件は平成27年9月30日、指令第2066号で許可されたものですが、平成29年3月3日付で取消願が提出されました。土地の所在は大字相坂字相坂106番4、畑1筆、面積568平方メートル。取消理由は農業用倉庫建築での転用許可でしたが、許可後に経営上の都合により取り消しするものです。なお、3月29日付で県での許可処分取消が決定しております。以上であります。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は竹浦班長、北上委員、野崎委員の3名です。4月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

(_____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 退席)

再開 午後2時31分

議長 (中野均君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議長 (中野均君) 次に議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (佐々木勇悦君) 32ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長 (中野均君) 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。4番 竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員 (竹浦寿広君) それでは第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は64件で、うち所有権移転が26件、賃借権設定が34件、使用貸借による権利の設定が4件です。まず所有権移転ですが、申請のあった26件のうち、申請番号5番から18番までは相手方要望による売買です。申請番号19番から30番は贈与で、19番と21番、22番、24番と25番、28番と29番は知人への贈与で、20番と26番、27番は親戚へ、23番は親から子へ、30番は子の妻へそれぞれ贈与するものであります。次に賃貸借及び使用貸借についてですが、37ページの1番から41ページの31番までは労力不足により、42ページの32番から34番までは相手方要望によりそれぞれ売買するものです。42ページの申請番号35番からは使用貸借による権利の設定で、35番は労力不足により、36番と37番は相手方要望によりそれぞれ貸借し、38番は同一世帯の親から子へ経営移譲するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長 (中野均君) 竹浦委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長 (佐々木勇悦君) それではただいまの説明について補足的に説明いたします。まず所有権移転ですけれども、33ページ7番及び8番の譲受人は同一人です。1

1 番及び1 2 番の譲受人も同一人です。3 4 ページをお願いします。1 3 番は貸借中の土地を売買するものでございます。1 9 番は知人への贈与です。3 5 ページをお願いします。2 0 番は親戚へ贈与、2 1 番及び2 2 番はそれぞれ贈与、実質交換であります。地目及び面積が異なるため贈与のかたちをとりました。これは農作業を効率的に行うため、お互いに贈与したというかたちです。2 3 番は子への贈与、2 4 番及び2 5 番の譲受人は同一人です。2 6 番と2 7 番、2 8 番と2 9 番はそれぞれに贈与です。3 0 番につきましては子へ持分3 分の1 贈与で、譲受人は取得後単有となります。3 7 ページをお願いします。賃借権及び使用貸借です。1 番から3 番の借人は同一人です。4 番及び5 番の借人も同一人です。6 番及び7 番の借人も同一人です。7 番は1 5 ページ4 番で解約した土地です。3 8 ページをお願いいたします。1 0 番は基盤法の期間満了の再設定です。1 1 番及び1 2 番の貸人は同一人です。1 3 番は基盤法の期間満了の再設定です。4 0 ページをお願いします。2 5 番及び2 6 番の借人は同一人です。4 1 ページをお願いします。2 7 番は基盤法の期間満了の再設定です。4 2 ページをお願いします。3 5 番は子への使用貸借、3 6 番は弟への使用貸借、4 3 ページをお願いします。3 7 番は親戚への使用貸借、3 8 番は使用貸借の再設定であります。以上、所有権移転の5 番から3 0 番まで及び貸借の1 番から3 8 番までの農地法第3 条第2 項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第1 号は許可することに決定いたしました。

議 長（中野均君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2 時3 9 分

（ _____ 委員 退席 ）

（ _____ 委員、 _____ 委員 着席 ）

再開 午後2 時4 0 分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）次に議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）44ページをお願いします。議案第2号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。26番 野崎さち子 委員、お願いいたします。

報告委員（野崎さち子君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。4月6日午後に、竹浦委員、北上委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査をしました。あっせん件数は所有権移転6件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号1番から5番までは労力不足により売買するもので、申請番号6番は相手方要望により売買するものです。これらの農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認められましたので、その旨を4月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告いたしました。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）野崎委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）45ページと46ページになります。所有権移転が6件で、16筆33,325平方メートルです。3番と4番は所有権の移転を受ける者は同一人で、所有権を移転する者は同一家族です。今回申請のあった所有権移転6件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (中野均君) ご異議なしと認めます。よって議案第2号は要請することに決定いたしました。

議 長 (中野均君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

(_____ 委員、 _____ 委員 着席)

再開 午後2時45分

議 長 (中野均君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長 (中野均君) 次に議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (佐々木勇悦君) 47ページをお願いします。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。48ページから53ページです。賃借権の設定が11件、使用貸借による権利が6件です。賃借権は52筆、140,886平方メートルで、使用貸借による権利につきましては16筆、37,497平方メートルとなっております。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は10年間で15件、15年間で2件となっております。48ページをお願いします。1番の利用権を設定する者は53ページの4番と同一人で、耕作者集積協力金の対象となります。2番及び3番の利用権を設定する者は同一人で、それぞれ経営転換協力金の対象となります。2番は受け手の要望で利用権設定期間は15年間となっております。49ページをお願いします。4番と5番は経営転換協力金の対象となります。6番は耕作者集積協力金の対象となります。7番の利用権を設定する者は53ページの5番と同一人で、経営転換協力金の対象となります。50ページをお願いします。8番は耕作者集積協力金の対象となります。9番と51ページ10番の利用権を設定する者は同一人で、経営転換協力金の対象となります。51ページの11番は耕作者集積協力金の対象となります。これも受け手の要望で利用権設定期間は15年間となっております。52ページをお願いします。

使用貸借による権利で6件です。1番及び2番は経営転換協力金の対象となります。3番は耕作者集積協力金の対象となります。53ページ4番は48ページ1番と同一人です。5番の利用権を設定する者は49ページの7番と同一人で、経営転換協力金の対象となります。6番は経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第3号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）54ページをお願いします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。今回の事業計画変更申請は2件です。55ページの1件目の計画変更承認は合同会社_____です。平成28年11月14日、指令第2559号で許可されたものですが、平成29年3月10日付で事業計画変更申請が提出されました。変更理由は太陽光発電を行う上で東北電力の既設電柱との接続にあたり、当初の計画では安全性の問題があるとのことで、中継の電柱1本を新設する必要が生じたためでございます。56ページをお願いいたします。2件目の計画変更です。平成26年9月26日、指令第2218号で許可されたものですが、平成29年3月10日付で事業計画変更申請が提出されました。変更理由は計画していた子供の住宅建築が、子供の仕事の都合により遠方に定住したことで、事業を実施する必要性がなくなったためです。なお、許可の取消では所有権移転も取り消すこととなりますが、申請者が農家で3条許可の要件を満たしているので、農地として保有するという計画に改めるものがございます。以上です。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）57ページをお願いします。議案第5号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。
11番 北上 稔 委員、お願いします。

報告委員（北上稔君）第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は申請番号1番の1件です。転用事由は宅地拡張で、自己所有の住宅の増築に伴い、隣接地との間に一定のスペースを設ける必要があるため、宅地を拡張するものです。農地の区分につきましては、都市計画法の用途地域内ですので第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（中野均君）北上委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1番の場所ですけれども、大学通りにある番屋会館の東側道路を南に約280メートル進んだ道路の東側にある居宅の奥になります。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）59ページをお願いします。議案第6号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。
11番 北上 稔 委員、お願いします。

報告委員（北上稔君）第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は申請番号1番から8番の8件です。申請番号1番ですが、譲受人が農地を買受けて自己住宅を建築し、借家住まいを解消するものです。申請番号6番及び7番も自己住宅建築ですが、6番は使用貸借により30年間土地を借受け、7番は土地の贈与を受けるものです。申請番号2番及び3番は宅地分譲で、2番は2区画を、3番は15区画を分譲する計画となっております。申請番号4番は自動車保管場の整備で、20年の期間で賃貸借するものです。申請番号5番は農業用資材置場の整備で、自宅近くの農地を買受け、これまで分散して保管していた資材をまとめて保管できるよう整備するものです。申請番号8番は太陽光発電事業の変更で、一時転用による営農型の太陽光発電事業の許可を更新するものです。太陽光パネルの下では、これまでと同様に豆類を中心とした自家消費野菜を作付けする計画となっております。次に農地区分についてですが、申請番号1番から3番までは、都市計画法の用途地域内であり第3種農地に該当します。申請番号4番は第1種農地内ですが、既存施設の拡張であり、拡張にかかる面積が既存施設面積の2分の1を超えないことから不許可の例外となります。申請番号5番も第1種農地ですが、農業用施設の整備であり、不許可の例外となります。申請番号6番及び7番は用途地域内ではありませんが、申請地付近に学校や医療機関が2箇所以上あるなど、市街地傾向の著しい地域にあり、第3種農地に該当します。申請番号8番は第1種農地内の農地ですが、一時的な利用に供するために太陽光発電施設を設置するものであり、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調

査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議長（中野均君）北上委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）60ページをお願いします。1番の場所ですけれども、スーパーカケモ切田通り店の西側交差点を南へ約120メートル進み、西へ約50メートル進んだ道路北側で、きく保育園西側になります。2番の場所は十和田市若葉球技場南側道路を西に約320メートル、南に約180メートル進んだ道路の東側になります。3番の場所は十和田市立南小学校北側道路を西に約330メートル進んだ道路の南側になります。4番の場所は旧国道沿いにあるタイヤ館十和田店北側道路を西へ約260メートル進んだ道路南側です。5番の場所は羽立地区小規模集合排水処理施設付近の交差点を右折し、約170メートル進んだ道路の南側です。61ページをお願いします。6番の場所は十和田市立藤坂小学校西側道路を北へ約560メートル、西に約50メートル進んだ道路の北側になります。7番の場所は十和田市立藤坂小学校南側道路を東へ約200メートル進み、東北電力相坂変電所を過ぎて左折し、約50メートル進んだ道路の東側になります。8番の場所は六日町生活改善センターの前を通り、大光寺幹線用水路を渡って約200メートル進んだ申請人の家の前でございます。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（中野均君）はい。19番、力石委員。

委員（力石堅太郎君）はい。宅地分譲についてですが、過去に宅地分譲地に居宅ではないものが建っていたりという経緯がありますので、その辺許可するのであったら、居宅以外のものが建たないように極力指導していただきたいと思います。以上です。

議長（中野均君）要望でよろしいでしょうか。

委員（力石堅太郎君）要望です。きちんとやっていただきたいと思います。

議長（中野均君）はい。要望ということで、きちんと対処したいと思っております。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第6号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成29年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後3時02分 —————